ニチアス株式会社
2020年2月3日制定
2022年6月29日改定

ニチアスグループ人権方針

ニチアスグループは、ニチアス理念にて「ニチアスは『断つ・保つ』の技術で地球の明るい未来に貢献します」と掲げています。

ニチアスグループは、このニチアス理念に基づき、国内外の法令・規範を順守し、誠実な事業活動に努め、持続可能な発展のために企業の社会的責任（CSR）を果たすことが重要と考えています。そして、その根本にあるのが人権の尊重であると考え、ここに人権方針を制定します。

1. 人権方針の適用範囲

ニチアスグループは、ニチアスグループの全ての役員と従業員（有期雇用者、派遣社員を含む）ならびに当社に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重いたします。また、サプライチェーンに対しても、本方針への支持を求めていきます。

2. 参照する規範

国連において採択された「国際人権章典」や「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、そして、2011年に国連人権理事会にて承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」など、国際的人権基準を参照し、普遍的な人権尊重を推進します。

3. 特に重要と考える人権課題について

■差別の排除

賃金、昇進、報酬などの雇用実務において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教などの事由に基づく差別は一切行わず、ダイバーシティを推進します。また、セクシャルハラスメント、言葉による虐待など、いかなる形態のハラスメントも、これを一切許容しません。

■不当な労働の禁止

事業展開するあらゆる国・地域において、強制労働、債務労働、児童労働など、不当な労働を一切認めません。また、従業員のワークライフバランスを重視し、労働時間および休憩、休日、休暇の取得について、現地の適用法を順守します。

■安全衛生

製品の品質や勤労意欲の向上を図るために、職場の安全衛生に継続的に取り組みます。また、安全・安心な製品の提供、製造過程における環境への配慮に取り組み、公衆の安全衛生と地球環境の保全に貢献します。

4. 人権尊重の取り組み

本社に設置した各部門長を中心に構成されるコンプライアンス本部委員会と各地域に設置したコンプライアンス支部委員会において、問題の未然防止、問題が発生した場合の対処について、本社と地域拠点が連携しながら、人権尊重に取り組みます。

職場単位での教育や階層別研修などを通じて、人権の尊重に関する教育を実施し、役員および従業員が本方針を理解し定着するよう取り組みを継続します。

人権デュー・ディリジェンスの実施および人権への負の影響の是正プロセスについては、将来の環境の変化に応じて、マネジメントシステムの強化を検討していきます。

ニチアス株式会社　代表取締役社長

亀津 克己

（亀津　克己）